

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（その他の書類の提出）</p> <p>第11条 県教育委員会は、<u>第3条</u>から第8条までの書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条関係） （略）</p> <p>教育職員免許状授与等申請書 （略）</p> <p>第3号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）</p> <p>誓約書 （略）</p> <p>1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （略）</p> <p>第6号様式（第4条、第5条、第6条関係） （略） （略）</p> <p>教育職員免許状検定申請書 （略）</p> <p>第15号様式（第8条関係） （略） （略）</p> <p>教育職員免許状書換申請書 （略）</p> <p>第16号様式（第8条関係） （略） （略）</p> <p>教育職員免許状再交付申請書</p>	<p>（その他の書類の提出）</p> <p>第11条 県教育委員会は、<u>第4条</u>から第8条までの書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条関係） （略）</p> <p>新潟県 収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと</p> <p>教育職員免許状授与等申請書 （略）</p> <p>第3号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）</p> <p>誓約書 （略）</p> <p>1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （略）</p> <p>第6号様式（第4条、第5条、第6条関係） （略） （略）</p> <p>新潟県収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと</p> <p>教育職員免許状検定申請書 （略）</p> <p>第15号様式（第8条関係） （略） （略）</p> <p>新潟県収入証紙はり付け欄 認印を押さないこと</p> <p>教育職員免許状書換申請書 （略）</p> <p>第16号様式（第8条関係） （略） （略）</p> <p>新潟県収入証紙貼り付け欄 認印を押さないこと</p> <p>教育職員免許状再交付申請書</p>

(略)	(略)
第23号様式（第21条関係）	第23号様式（第21条関係）
(略)	(略)
教育職員免許状授与証明書交付願	新潟県収入証紙貼り付け欄 認印を押さないこと
(略)	教育職員免許状授与証明書交付願
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3号様式の規定は、令和7年6月1日から適用する。
(改正前の規則に定める様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。